

北名古屋市避難所運営マニュアル

本マニュアルは、愛知県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」をもとに、本市の状況にあわせ必要な部分を修正したものです。大規模災害が発生して、多くの市民が学校の体育館などに避難している場合を基準にしており、内容は標準的なものです。

従って、災害の状況、避難者数、各避難所の施設の状況などによって適用できない事項も考えられます。その場合は状況に応じて修正して使用してください。

避難生活に大きな影響を及ぼす事項は、避難者の同意を得ながら、最終的には自主運営組織である避難所運営委員会で話し合っ決定するのが原則です。

平成30年4月改訂

北名古屋市防災交通課

構 成

◎ 北名古屋市避難所運営マニュアル

- ・ マニュアル本編 1
- ・ 様式集 2
- ・ 資料集 3
- ・ リーフレット集 4
- ・ 避難所運営委員会の組織と業務 5